

平成30年4月1日より  
資源ごみの

# 持ち去り行為を条例により禁止 します

明石市では、ごみステーション等に出された紙類や缶類などの資源ごみを市や市から委託を受けた業者等以外の者が持ち去る行為を禁止します。

## 《持ち去りを禁止する資源ごみ》

- ・紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル・家庭用電気製品・家具類
- ・寝具及び敷物類・その他金属を使用した製品

## 《違反行為者に対しては》

勧告や命令を受けたにもかかわらず、その後も持ち去りを繰り返した場合には、条例に基づき、**氏名等の公表** や、**20万円以下の罰金** に処せられる場合があります。

## 《市民の皆さまへご協力のお願い》

持ち去り行為を発見した場合は、市への情報提供（日時・場所・品目・車種・車両ナンバー・違反行為者の特徴・人数など）をお願いします。

危険（トラブルや事故）を伴いますので、その場での直接注意や、無理な車両の制止などは避けて下さい。

市または市から委託を受けた業者等による資源ごみの回収作業を円滑に行うため、必ず**朝8時まで**にごみステーションに出して下さい。

《「資源ごみの持ち去り禁止」防止啓発シール》（幅37cm×高さ4.5cm）  
1月下旬より順次、各ごみステーション看板に貼り周知します。

明石市内全域

## 資源ごみの持ち去り禁止

平成30年4月1日 条例施行開始

NO. \_\_\_\_\_

家庭ごみ置き場に置かれた紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル・家庭用電気製品・家具類・寝具・敷物類・その他金属を使用した製品を持ち去る行為は、条例で禁止しています。違反した場合は、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科されることがあります。

明石市・明石警察署

自治会

お問い合わせ：明石市市民生活局環境室資源循環課 ☎ 078-918-5794